

質問シートへの回答

※追加の回答については、赤字にて記載しています。(No1・2・3・4・33)

大項目	No	ご質問	回答
①公園情報（利用状況）	1	各公園及び公園に設置する各施設利用の稼働状況を判る範囲でご教示ください。可能であれば、施設毎に、直近3年間の月別、日別、時間帯別の情報を提供いただきたい。	<p>◆公園利用者数について                      峰山公園、仏生山公園、如意輪寺公園については、現在集計中です。後日、公表できる範囲で回答予定です。                      （その他の公園についての情報はございません。）                      ⇒別途資料『各種利用状況』の「1.年間利用者数」をご確認下さい。                      （峰山公園、仏生山公園、如意輪寺公園のみの情報提供となります。）</p>
	2	各公園のイベント実施状況及びその時の来園人数	<p>◆イベント時の公園利用者数について                      現在集計中です。後日、公表できる範囲で回答予定です。                      ⇒別途資料『各種利用状況』の「2. イベント時の利用者数(中央公園)」をご確認下さい。                      （その他のイベントについては、情報はございません。）</p>
	3	今回のPark-PFI対象公園について、複数年の年間来園者数、利用目的、利用者属性、駐車場利用台数等のデータを公表頂けないでしょうか？	<p>◆公園利用者数について                      峰山公園、仏生山公園、如意輪寺公園については、現在集計中です。後日、公表できる範囲で回答予定です。                      （その他の公園についての情報はございません。）                      ⇒別途資料『各種利用状況』の「1.年間利用者数」をご確認下さい。                      （峰山公園、仏生山公園、如意輪寺公園のみの情報提供となります。）</p> <p>◆駐車場利用台数（中央公園の地下駐車場）について                      以下にリンクを貼りつけております「高松市立駐車場利用状況」にて、駐車場利用台数をご確認願います。（当該駐車場は、中央公園専用の施設ではございません。）</p> <p>リンク：高松市立駐車場利用状況  <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/tokei/nenpo/h29/tokei/9.html">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/tokei/nenpo/h29/tokei/9.html</a></p> <p>⇒別途資料『各種利用状況』の「3.高松市立中央駐車場の年間利用状況(中央公園の地下駐車場)」に年間の利用台数を記載しております。</p>
	4	高松中央公園にて、現状の駐車場売上を教え頂けないでしょうか？⇒申し訳ありませんが、公表できる情報は上記リンクのみのデータとなります。	<p>◆駐車場収益情報（中央公園の地下駐車場）について                      現在集計中です。後日、公表できる範囲で回答予定です。                      なお、参考情報として、「駐車場整備事業「経営比較分析表」」について、以下にリンクを貼りつけておりますので、ご確認願います。（当該駐車場は、中央公園専用の施設ではございません。）</p> <p>リンク：「駐車場整備事業「経営比較分析表」」  <a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/shisetsu/shiei/keieihikakubunseki.html">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/shisetsu/shiei/keieihikakubunseki.html</a></p> <p>⇒別途資料『各種利用状況』の「3.高松市立中央駐車場の年間利用状況(中央公園の地下駐車場)」に年間の駐車場売上額を記載しております。</p>

大項目	No	ご質問	回答
②公園情報（維持管理費）	5	各公園及び公園に設置する各施設の財政状況を含む、現況を直近3年間分をご教示ください。具体的には、現在の指定管理者等による維持管理費を含む年次報告等を提供いただきたい。	<p>平成29年、平成30年の指定管理料については、以下リンクより確認をお願いいたします。ただし、複数の公園を一つの指定管理者で管理している公園もございますので、全ての公園で公園別に集計することはできません。</p> <p>リンク：高松市公の施設指定管理者導入施設に対する評価結果について（令和元年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市立峰山公園</li> <li>・高松市立中央公園ほか25公園、緑地等</li> <li>・高松市立仏生山公園ほか3公園</li> <li>・高松市立牟礼中央公園ほか4公園</li> <li>・高松市立あじ竜王山公園</li> </ul> <p><a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/shisetsu/park/siteikanrivyahyouka.html">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/shisetsu/park/siteikanrivyahyouka.html</a></p>
	6	上記の対応が可能な場合、今回のPark-PFI対象公園について個別に収支状況などを開示していただくことは可能でしょうか？	No. 5と同様の回答となります。
	7	中央公園にて年間の公園運営総経費を教えてくださいませんか？	No. 5と同様の回答となります。
③公園情報（詳細）	8	池、水源、水辺を有する施設について、公園の生態系及び水質検査等の結果についてご教示ください。	公園の生態系及び水質検査は行っておりません。
	9	各公園及び公園に設置する各施設の図面等をデータにて提供いただきたい。	全ての図面を提供することは困難ですので、個別具体的な施設がありましたら、別途ご相談下さい。
③公園情報（詳細）	10	今回のPark-PFI対象公園について、それぞれの公園の土地使用料及び施設使用料を公表頂けないでしょうか？	<p>◆公園の使用料について 高松市都市公園条例第10条に、記載しております。 公園施設を設ける場合には、その都度市長が定める額となります。</p> <p>リンク：高松市都市公園条例のリンク <a href="https://www3.e-reikin.net.jp/takamatsu/d1w_reiki/H361901010022/H361901010022.html">https://www3.e-reikin.net.jp/takamatsu/d1w_reiki/H361901010022/H361901010022.html</a></p> <p>◆施設の使用料について 今回のPark-PFI対象公園の施設使用料については、仏生山公園以外は無料となっております。仏生山公園については、管理事務所棟内の集会室、体育館及び、プールについて有料となっております。（体育館及びプールは、Park-PFIの対象外です。）</p> <p>リンク：施設の使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理事務所のホームページのリンク <a href="http://busssyouzanpark.web.fc2.com/">http://busssyouzanpark.web.fc2.com/</a></li> <li>・仏生山公園体育館のホームページのリンク <a href="http://www.taka-spo.or.jp/but1.html">http://www.taka-spo.or.jp/but1.html</a></li> <li>・仏生山公園温水プールのホームページのリンク <a href="http://www.taka-spo.or.jp/bup1.html">http://www.taka-spo.or.jp/bup1.html</a></li> </ul>

大項目	No	ご質問	回答																																										
③公園情報（詳細）	11	高松中央公園にて使用できない日があれば教えてください。	<p>毎年度定期的に開催されているイベントのほか、スポット的に実施されるイベントにおいて使用できなくなる区域がありますが、公園全体が使用できなくなる日は、基本的にはありません。</p> <p>■定例のイベント（市主催）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・春のフラワーフェスティバル&amp;交通安全フェア（ゴールデンウィーク）</li> <li>・高松まつり（8月中旬）</li> </ul>																																										
	12	夜間営業は何時まで可能でしょうか？	<p>特段、夜間営業時間の制限についてはございませんが、近隣住民の迷惑のかからないような営業時間が望ましいです。</p> <p>参考として、現状の開園時間は以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1187 550 1803 869"> <thead> <tr> <th>公園</th> <th>時期</th> <th>開園時間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央公園</td> <td></td> <td>施錠せず</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">峰山公園</td> <td>4・9月</td> <td>8時30分～18時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5～8月</td> <td>8時30分～19時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10～12月、1～3月</td> <td>8時30分～17時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仏生山公園</td> <td></td> <td>施錠せず</td> <td>※集会室は9時～21時</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">如意輪寺公園</td> <td>4～9月</td> <td>9時～19時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3～10月</td> <td>9時～18時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11～2月</td> <td>9時～17時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>房前公園</td> <td></td> <td>9時～17時</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">あじ竜王山公園</td> <td>5～10月</td> <td>7時～18時</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11月～4月</td> <td>8時～17時</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公園	時期	開園時間	備考	中央公園		施錠せず		峰山公園	4・9月	8時30分～18時		5～8月	8時30分～19時		10～12月、1～3月	8時30分～17時		仏生山公園		施錠せず	※集会室は9時～21時	如意輪寺公園	4～9月	9時～19時		3～10月	9時～18時		11～2月	9時～17時		房前公園		9時～17時		あじ竜王山公園	5～10月	7時～18時		11月～4月	8時～17時
公園	時期	開園時間	備考																																										
中央公園		施錠せず																																											
峰山公園	4・9月	8時30分～18時																																											
	5～8月	8時30分～19時																																											
	10～12月、1～3月	8時30分～17時																																											
仏生山公園		施錠せず	※集会室は9時～21時																																										
如意輪寺公園	4～9月	9時～19時																																											
	3～10月	9時～18時																																											
	11～2月	9時～17時																																											
房前公園		9時～17時																																											
あじ竜王山公園	5～10月	7時～18時																																											
	11月～4月	8時～17時																																											
③公園情報（詳細）	13	仏生山公園にて敷地の使用不可なエリアがあれば教えてください。	別途図面のとおり																																										
	14	各公園における「施設設置可能エリア」を教えてください。	中央公園に関しては、地下駐車場のあるエリアについては、建築物の設置はできません。また、仏生山公園は、No.13の回答に示すエリアとなります。その他の公園については、施設設置不可なエリアはなしとしてお考えいただきたいと思います。																																										
	15	各公園のライフラインの位置が知りたい（電気・水道・ガス・電話）	詳細なデータはありませんが、個別具体的な場所がありましたら、別途御相談下さい。																																										

大項目	No	ご質問	回答
④公園情報（その他）	16	各公園周辺の交通環境や交通に関連する問題・課題がある場合は、その内容をご教示ください。	特に問題ございません。
	17	各公園及び公園に設置する各施設に対する、市民及び来街者等からのご意見、ご要望をご教示ください。	特段、市民からのご意見、ご要望はいただいておりません。
	18	仏生山公園の池の活用等ありましたら教えて頂きたいです。	池の活用は行っていません。
⑤運用（施設）	19	現施設を改修して別用途にすることは可能か？	本サウンディングでは、広くご意見を頂戴したいと考えておりますので、左記の事項は可能としてお考え下さい。 ※ただし、運営事業者公募を行う際には、管理上必要な施設は別用途に変更できないため、制限をかける可能性がございます。
	20	公園内にある既存施設のうちPark-PFIでの提案によって撤去・改変・移動などを行うことが出来ない施設・設備・植栽・遊具などはございますでしょうか？	本サウンディングでは、広くご意見を頂戴したいと考えておりますので、左記の制限はないものとして、お考え下さい。 ※ただし、運営事業者公募を行う際には、管理上必要な施設等の撤去・改変・移動の制限をかける可能性がございます。
⑥運用（植栽）	21	新たに施設を設置する場合に公園内の樹木について伐採は可能か？	伐採は可能ですが、代替の植栽計画について、協議が必要となります。また、樹木によっては寄付を受けたものがあり、その場合は移植が必要となります。
	22	現状ある樹木の移設・植え替えは可能でしょうか？	左記の事項は可能としてお考え下さい。
⑦運用（トイレ）	23	中央公園において、南側トイレの改修が提案内容に必要なとのことでしたが、トイレの仕様や要件などはございますでしょうか？	基本的に、現行の仕様〔(男子便所)小便器3、大便器1、(女子便所)大便器3〕に近い基数としますが、多目的トイレ基の追加は必須とします。
	24	トイレ改修について、台数・規模・多目的等の指定はありますか？	No. 23と同様の回答となります。

大項目	No	ご質問	回答
⑧運用（その他）	25	公園の使用について、Park-PFIの提案によって、例えば「野球の禁止」など禁止事項を変更することは可能でしょうか？	高松市都市公園条例第5条によって禁止される事項の変更はできませんが、その他については、公園利用者や周辺住民に迷惑とならないのであれば、禁止事項を変更することは可能です。ただし、運用の過程で支障となる場合は、協議をさせていただくことがあります。
	26	公園内での火気使用は可能でしょうか？	高松市都市公園条例第5条により、指定された場所以外では火気の使用はできません。
	27	自動販売機設置は可能でしょうか？	可能です。
	28	今回のPark-PFIでの提案内容に既存の指定管理者制度を導入している公園緑地課管理部分の業務を含めることは可能でしょうか？	本サウンディングでは、広くご意見を頂戴したいと考えておりますので、左記の事項は可能としてお考え下さい。 ※ただし、運営事業者公募を行う際には、指定管理者等との協議により決定されることとなります。
	29	ネーミングライツにおける、公園で使用する名称について、高松市としての制限・規制などはございますでしょうか？	「公園」のイメージが伝わるような名称で検討してください。また、本市財産の公共性及び公園としてのイメージを損なうおそれがないものにしてください。
⑧運用（その他）	30	房前公園において道の駅との連携は可能か？ （例えばキッチンカー、イベント等、催事の道の駅での開催・現施設の別用途の利用等）	本サウンディングでは、広くご意見を頂戴したいと考えておりますので、左記の事項は可能としてお考え下さい。 ※ただし、運営事業者公募を行う際には、道の駅の管理者等との協議が必要となります。
	31	既存駐車場の収益については既存管理者の収入という考えで宜しいでしょうか？	管理者が異なることから、既存管理者の収入となります。

大項目	No	ご質問	回答
⑨契約関係	32	(1) 参加実績の取扱い ◆「公募の際にインセンティブ加点を検討する場合があります。」とありますが、「別紙3 提案シート」提出の有無、提案内容に関し加点ではなく、あくまでサウンディング内容に関する加点と理解して宜しいでしょうか。ご教授お願いいたします。	実施要領に記載しているとおり、対話内容（サウンディング内容）が運営事業者公募の募集要項作成に当たり有益と判断した場合は、公募の際にインセンティブ加点を検討する場合があります。
	33	(6) 実施結果の公表 ◆上記にて加点された場合、個別に加点が報告されるか否かご教授お願いいたします。	左記については現在、内部で検討中であり、後日回答いたします。 ⇒選考過程の情報は、基本的に非公開となりますので、個別に報告することはできません。
	34	応募辞退に伴うペナルティー（違約金）等は発生するのでしょうか？	特段ございません。
	35	事業終了時の撤去・返還方法が決まっていれば教えて頂きたいです。	現在のところ決まっておりません。
	36	公募時期を教えてください。（予定で構いません）	詳細な予定は決まっておりませんが、早ければ令和3年度を予定しています。
	37	サウンディング調査結果の公表について、情報公開請求があった場合、独自性の高い事業内容の提案について、公表内容は事前に提案者側に確認をとって頂けるのでしょうか？また、サウンディング調査の実施結果概要の公表は、どのような内容を公表するのでしょうか？	事業者からの提案内容や独自ノウハウに関しては、知的財産の観点から情報の保護を行う必要がありますので、結果の公表に際しては、提案者へ確認をいたします。 また、サウンディング調査の実施結果概要は、サウンディング実施の経緯、スケジュール等の基本事項のほか、参加事業者数を公表するとともに、実施要領の「5 サウンディング実施内容」に記載している事項について、サウンディングで得られた提案の概要を公表する形となります。
⑩その他	38	公的資金の投資内容に関して投資内容を教えてください。	カフェ等の収益施設（公募対象公園施設）を除く、広場、園路、トイレ、植栽等の公共部分（特定公園施設）の整備及び、維持管理に係る費用の一部を投資いたします。
	39	各公園おいての公園施設設置料金（使用料）	新設するカフェ等の収益施設（公募対象公園施設）の使用料については、公募の際に決定いたします。